

もくじ

■不法投棄に関する条例	2
■有害鳥獣駆除 / 保養施設利用奨励補助金	3
■臨時福祉給付金 / 子育て世帯臨時特例給付金	4-5
■弘沢上フラワー団地のご案内 / 原村診療所に医師派遣	6-7
■原村消防団特集	8-9
■くらしの情報	10-13
■行政情報	14-15
■保健・福祉の掲示板	16
■くらしのガイド	17
■はらむらとびっくす	18-19
■はじめましてもうすぐ2才です	20



●表紙写真 / 「僕も消防士!」

5月19日、原村保育園春の遠足が行われました。年長は親子で山梨県の公園へ、年中・年少は原小学校周辺の散策、未満児(あひる)は消防署見学をしました。この日は雨が降ったり止んだりの天気でしたが、年長は雨に濡れた遊具にも動じず元気に公園で遊んでいました。年中・年少はリズム室で体操をしながら天気の回復を待って遠足へ出発し、未満児は消防車や救急車に乗って隊員の気分を味わいました。

■人の動き

・人口	7,897人	(+3)
・男	3,923人	(±0)
・女	3,974人	(+3)
・世帯数	3,110世帯	(+2)
・転入	20	
・転出	16	
・出生	7	
・死亡	6	

平成27年5月末現在。
()内は前月比。

有害鳥獣駆除を行っています

実施期間 わなによる駆除：平成27年4月1日～11月14日
銃器による駆除：平成28年2月16日～3月31日の間の土日祝日

有害鳥獣の駆除を村内全域で行っています。有害鳥獣駆除は、農作物や生活環境を守るための大切な作業です。住民の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

【有害鳥獣(シカ・イノシシ)捕獲区域図】(村内全域)



問 茅野警察署 電話82-0110 **諏訪地方事務所林務課** 電話57-2919
原村警察官駐在所 電話79-2806 **農林商工観光課農村整備係** 電話79-7932

今年の夏は戸田の海へ! ~保養施設利用奨励補助金~

今年も戸田観光協会に加盟する宿泊施設を利用した住民の方へ、宿泊代の一部を助成します。

対象施設

静岡県沼津市戸田観光協会登録の宿泊施設 37軒

対象期間

7月～9月末

補助金額

大人・小人 1泊2,000円
未就学児 1泊1,000円
※ただし、1人につき2泊分を限度とします。

手続方法

戸田観光協会(☎0558-94-3115)で宿泊の予約をし、利用日の7日前までに印鑑をご持参のうえ、役場2階総務課村づくり係へ申請してください。

問 総務課村づくり係 電話79-2111(直通)



ご存じですか?

原村では、不法投棄の防止等に関する条例を制定しています。

私たちの快適な生活環境に悪影響を及ぼす「ごみの不法投棄」。村では、美しい自然と快適な生活環境を守るために、ごみの不法投棄を禁止する「原村不法投棄の防止等に関する条例」を制定し、平成23年4月1日から施行しています。

【条例の目的】

住民の皆さんと事業者、村が一体となり、空き缶等のポイ捨てを含む廃棄物の不法投棄や飼い犬のふん放置を防止することにより、美しい村を守ることを目的としています。

【対象者】

原村に住んでいる方はもちろん、事業者(村内で事業活動を行う会社や個人)、犬の飼い主、村内に勤務する方、村内で土地・建物を所有・管理している方、そして村内に滞在、または通過する観光客等も対象となります。

【不法投棄の禁止】

何人も、他人の土地等に空き缶等や廃棄物を捨ててはいけません。

【村民の皆さんは】

公共の場所等で、飲食した後の空き缶や紙くず等のごみを持ち帰ったり回収容器に入れ、ごみの散乱防止にこころがけましょう。

自主的に清掃活動などを行い、地域の環境美化と清潔保持にこころがけましょう。

【事業者の方は】

村、地域住民と協力して環境美化の促進を図りましょう。飲食物の自動販売機の設置や飲食物を販売している事業者は、回収容器の設置と周辺の清掃を含む適正な維持管理に努めましょう。

【犬の飼い主は】

飼い犬のふんは放置しないで、持ち帰りましょう。また、他の迷惑にならないようこころがけましょう。

住民、事業者、廃棄物処理業者そして行政機関が一体となって、廃棄物の不法投棄や不適正保管といった不適正処理を許さない地域環境づくりを、みんなの力で進めましょう。

みんなで作ろう きれいなむらを



問 建設水道課環境係 電話79-7933(直通)

原村診療所に医師派遣 小澤廣記先生が、5月から診療にあたっています

平成23年に、原村国民健康保険直営診療所(原村診療所)と諏訪中央病院は「医師派遣に関する覚書」を締結し、平成26年までに4名の医師が派遣されました。今回、小澤廣記先生が派遣されています。

～小澤先生 自己紹介～



諏訪中央病院内科医師
おざわ ひろき
小澤 廣記 先生

ひとりひとりと地域のために

原村のみなさん、はじめまして！このたび原村診療所に赴任しました小澤廣記(おざわひろき)と申します。私は諏訪中央病院の内科に所属していて、医師として働き始めて4年目、ここ諏訪地域に来てからは2年目になります。家庭医療を学ぶために、この5月から10月までの半年間、原村診療所の安藤公二先生のもと

で勤務させていただくことになりました。よろしくお願ひします。私の出身は九州の大分県です。高校を卒業してからは東京に出て、大学時代と医師としての初期研修を過ごしました。昨年の春からは総合診療と家庭医療を学ぶために、諏訪中央病院へやってきました。目標の医師像として、ひとりひとりの

患者さんの抱える問題を第一に考えた診療が行え、その患者さんの生活や地域にも目を向けた取り組みができる医師を目指しています。ここ長野で暮らすのは初めてですが、自然に恵まれた環境のなか、とても気持ちのよい生活を送ることができています。なかでも原村は、八ヶ岳からならかな裾野が広がる光景が美しく、大好きな場所です。昨年の秋には阿弥陀岳に登りました。本格的な登山は初めてでしたが、青空が晴れ渡る日の山頂からの眺めに心を奪われました。今年も、八ヶ岳をはじめ、信州の山々に登りたいとわくわくしています。山以外には蕎麦の食べ歩きも好きです。原村のセロリの美味しさにも驚きました。映画を観るのも趣味の一つですが、第30回を迎える今年の星空の映画祭も楽しみにしています。こうした魅力あふれる原村で働けるのは幸運なことと、ぜひみなさんの健康を支える一助となればと思います。

小澤先生は、5月から10月までの6か月間、安藤公二先生と2人体制で診療にあたります。原村診療所の診療日、担当医師などについては、17ページをご覧ください。

問 原村診療所
☎79-2716 (直通)

体調が悪いときはもちろん、健康や生活のことで何かお困りのことがありましたら、どうぞお気軽に診療所へお越しください。医師としてまだまだ未熟なのでご迷惑をお掛けすることもあるかと思いますが、一杯診させていただきます。それではどうぞよろしくお願ひします。

原村 弘沢上フラワー団地

全16区画

～豊かな自然に囲まれた環境が魅力的な住宅地～

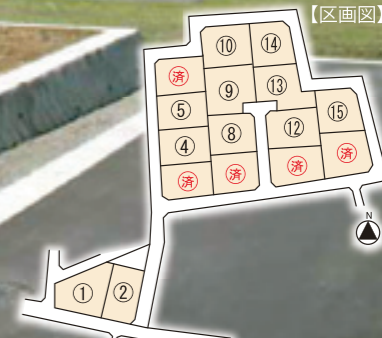
村の中心地に程近く、生活・文化・交通など、暮らしやすい快適な生活環境が整った立地条件の住宅地です。

弘沢上フラワー団地のご購入希望者をご紹介ください！

原村土地開発公社では、「弘沢上フラワー団地」の購入者をご紹介いただいた方に、紹介謝礼金をお支払する【住宅分譲地紹介謝礼金制度】をはじめました。

【謝礼金】1区画につき30万円

【対象者】個人または業者(個人の場合は購入者と同一世帯に属さない者)
【支払い条件】
・購入希望者が分譲申込書を提出をする前に、当公社に「購入者紹介書」を提出すること。
・紹介した宅地の売買契約が締結され、分譲代金が完納された場合に限り。



【分譲地面積・価格】

区画	面積	価格(坪単価)
①	409.99㎡(124.0坪)	883.9万円(71,282円)
②	365.34㎡(110.5坪)	787.7万円(71,285円)
③	352.33㎡(106.6坪)	売却済
④	337.83㎡(102.2坪)	766.9万円(75,039円)
⑤	334.28㎡(101.1坪)	758.6万円(75,035円)
⑥	328.95㎡(99.5坪)	売却済
⑦	369.26㎡(111.7坪)	売却済
⑧	372.48㎡(112.7坪)	845.7万円(75,040円)
⑨	438.49㎡(132.6坪)	995.0万円(75,038円)
⑩	379.27㎡(114.7坪)	860.7万円(75,039円)
⑪	379.57㎡(114.8坪)	売却済
⑫	382.78㎡(115.8坪)	868.9万円(75,035円)
⑬	405.95㎡(122.8坪)	921.5万円(75,041円)
⑭	354.24㎡(107.2坪)	804.4万円(75,037円)
⑮	350.26㎡(106.0坪)	795.4万円(75,038円)
⑯	404.82㎡(122.5坪)	売却済

*土地面積は確定面積で、登記面積と一致しています。分譲地面積には、法面・ブロック積みを含みます。

【案内図】



分譲地の位置
中央高原入口信号から南側へ100mほど進み左折350mほど進み左側(「宅地分譲」の看板あり)

【周辺施設】

- ・原村役場、原小学校……(徒歩約15分) 約1.2km
- ・原村保育園、原村図書館……(徒歩約16分) 約1.3km
- ・原中学校……(徒歩約20分) 約1.7km
- ・Aコープ原村店……(徒歩約16分) 約1.3km
- ・原郵便局……(徒歩約17分) 約1.4km

申込資格

- ① 自らが居住するための住宅用地を必要としている方。
- ② 宅地の引渡しを受けてから3年以内に、住宅(一戸建てに限る)を建築し入居できる方。
- ③ 当社が別に定める期日までに、売買代金の納入ができる方。

その他

- ① 分譲に関する詳細は、原村土地開発公社事務局窓口にて「分譲地案内」をご覧ください。
- ② 分譲地案内には、注意事項や宅地分譲要綱が記載されていますので必ず事前にお読みください。
- ③ 分譲地案内は村ホームページでもご覧いただけます。

【分譲地概要】

●所在地 / 諏訪郡原村字松の木(弘沢) ●地目 / 宅地 ●所有者 / 原村土地開発公社 ●用途地域 / 無指定 ●道路 / 村道(アスファルト舗装) ●電気 / 中部電力株式会社 ●ガス / 各戸プロパンガス ●水道 / 原村上水道(加入金φ13mm54,000円必要) ●し尿及び雑排水 / 公共下水道(負担金不要) ●雨水 / 道路側溝より河川放流

魅力的な原村の施設

- ① 若者定住促進新築住宅補助金
若者の定住を促進するために、平成18年度から平成27年度までに住宅の新築または新築住宅の購入をした場合に、50万円を補助します。
- ② 太陽光発電システム設置補助金(平成26年4月1日～平成29年3月31日まで)
環境にやさしいまちづくりを推進するため、一般住宅用の太陽光発電システムの設置に要する費用の10%以内(上限あり)を補助します。
- ③ 医療費特別給付金
65歳以上の高齢者や満18歳までのお子さん、障害者、ひとり親家庭等の医療費を無料化しています。
- ④ 保育料の負担軽減
保育料について、同時入所問わずに第2子は半額、第3子以降を無料とし、子育て負担の軽減を図っています。
*上記については要件や上限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ……………
原村土地開発公社事務局(原村役場 2F 総務課企画係内)
〒391-0192 諏訪郡原村 6549-1 TEL.0266-79-2111 FAX.0266-79-5504 URL <http://www.vill.hara.nagano.jp/>

申請方法

臨時福祉給付金

※臨時福祉給付金の申請は、9月頃受付開始予定となっていますので
広報はら9月号で申請方法等の詳細をお知らせする予定です。

子育て世帯臨時特例給付金

申請先：原村役場 保健福祉課社会福祉係（原村地域福祉センター内）
※平成27年6月分の児童手当の支給を受ける市区町村に申請をしてください。

提出書類：申請書は、対象となる可能性のある方に、現況届と一緒に郵送します。
※子育て世帯臨時特例給付金の対象の公務員の方には、所属庁から申請書が送付されます。

- ①申請書（現況届に同封して郵送します。）
※児童手当もしくは平成26年度子育て世帯臨時特例給付金と別の口座へ振込を希望する場合は、下記②、③の書類が必要になります。
- ②本人確認書類
運転免許証、保険証、パスポート等の写し
- ③申請書に記入した指定口座が確認できる書類
金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳、キャッシュカード等の写し

申請方法：現況届に同封されている返信用封筒に提出書類を入れポストに投函、もしくは上記申請先までご持参ください。また、児童手当現況届も提出できますので、一緒に提出してください。

ご注意

- 平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する方については、**両方の給付金を受け取ることができます**。その場合、両方の給付金についてそれぞれ申請が必要となります。
- 申請期間などは、**各市区町村により異なります**。原村以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。

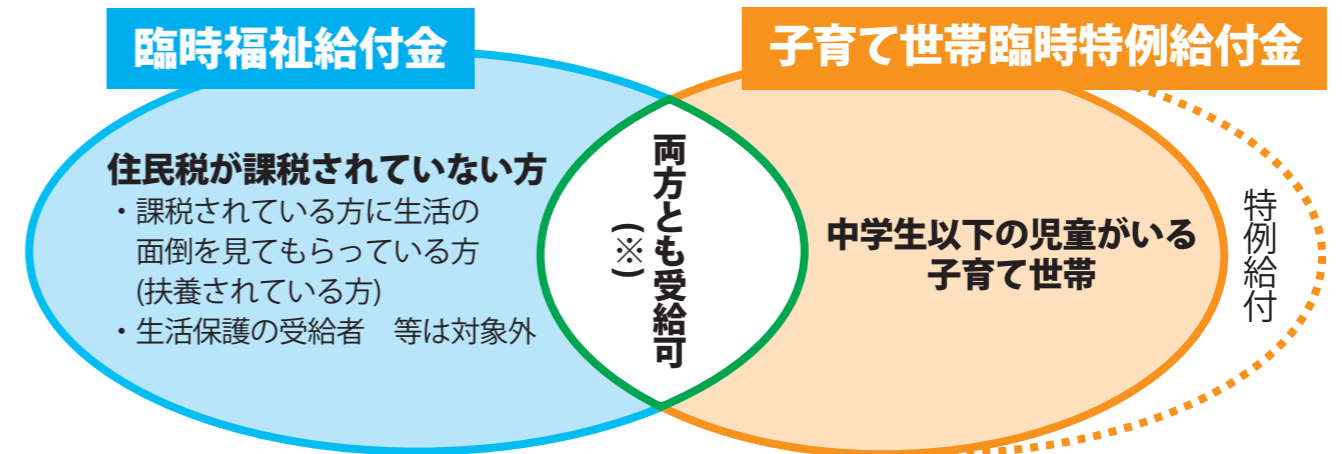
児童手当 現況届について

児童手当を受給されている方は、毎年6月中旬に『児童手当現況届』を提出することになっています。この届は、今年度の受給資格を確認する大切な手続きですので、6月末までに提出して下さい。

- 提出書類
 - ①現況届(6月中旬に郵送致します)
 - ②受給者本人・配偶者・子供の健康保険被保険証のコピー ※原村発行の国保の場合は不要
 - ③受給者および配偶者の平成27年度(平成26年分)所得課税扶養証明書
※A.平成27年1月1日時点で受給者および配偶者の住民票が原村にある方は不要です。Aの時点で原村に住民票がない方も、受給者が配偶者を配偶者控除、または健康保険の被扶養者としている場合は、配偶者の分は不要です。
 - ④別居監護申立書 ※受給者と児童が別居している場合のみ必要
 - ⑤児童の属する世帯全員の住民票の写し ※児童と別居していて、児童の住所が村外の場合のみ必要
- 提出先：原村役場 保健福祉課社会福祉係（原村地域福祉センター内）
- 提出方法：同封されている返信用封筒に提出書類を入れ、ポストに投函または上記提出先までご持参ください。
- 提出期限：平成27年6月1日(月)～平成27年6月30日(火)
※6月20日(土)、21日(日)両日のみ午前8時30分～正午、午後1時～午後3時30分に受付を行います。子育て世帯臨時特例給付金の申請もできますので、一緒に申請してください。

問い合わせ先 保健福祉課社会福祉係（地域福祉センター内） 電話：79-7092（直通）

お知らせします、2つの給付金



(※) 平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する方については、2つの給付金を**両方とも受け取ることができます**。

臨時福祉給付金

所得の低い方の負担を緩和します。

○支給対象者 基準日：平成27年1月1日

- 平成27年度分の住民税が課税されていない方
※ただし、課税されている方に生活の面倒を見てもらっている方（住民税において、どなたかの扶養となっている場合）
・生活保護の受給者である方 等は対象となりません。

○支給額 ・1人につき **6,000円**

(参考) 【住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)】 ※原村における非課税限度額。

給与所得者		(公的年金等受給者)	
区分	非課税限度額※ (給与収入ベース)	区分	非課税限度額※ (給与収入ベース)
単身	93万円	単身	65歳以上 148万円
夫婦	137.8万円		65歳未満 98万円
夫婦子1人	168.3万円	夫婦	65歳以上 192.8万円
夫婦子2人	209.9万円		65歳未満 142.8万円

子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯の負担を緩和します。

○支給対象者 基準日：平成27年5月31日

- 平成27年6月分の児童手当を受給される方
※ただし、**特例給付**（児童手当の所得制限額以上の方に、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの）を受給される方は対象となりません。

○対象児童
・支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

○支給額 ・対象児童1人につき **3,000円**



自分たちのまちは、自分たちで守る
5月号に引き続き、6月号では団員の皆さんの声を伝えていきます。
地域を支え住民の安心安全を守る皆さんの、やりがいや困難、これからの意気込みを語っていただきました。

消防団員の想い

ポンプ操法大会

第一分団は、毎年6月に行われるポンプ操法大会での優勝経験が多い分団です。
問 ポンプ車操法の部で昨年も優勝(第2機関Aチーム)されていますが、優勝された時はどのようなお気持ちでしたか。
答 何連覇もしていた時期だったので、「勝たなければいけない」という気持ちでいっぱいでした。優勝はもちろん嬉しいのですが、次回も頑張らなきゃいけないということで、一つの区切りだと思っています。

問 諏訪地区大会について教えてください。
答 他の地域で勝ち抜いてきたチームと競うわけですので、ギヤラリーも多くて独特の雰囲気ですし、格段にレベルが高かったです。事前に富士見町の操法の動画を見て、自分たちと何が違うのか参考にしたりしました。

問 普段の訓練等で意識している点や、心がけていることはありますか。
答 団結力を高めるためにコミュニケーションを大切にしています。ポンプ操法は一人

第四分団には火災現場での活動についてお聞きしました。
問 近年起きた火災で実際に出動された時の様子を教えてください。
答 4年程前に、農機具小屋が全焼する火事がありました。訓練と現場は全然違いますし、状況に応じて機転を利かせる必要があります。現場は煙で視界が悪かったのと、近くに消火栓がなかったので水利を確保するのに苦労しました。消防団OBの皆さんが交通整理をしてくれていたり、当時の区長さんが水路に大量の水をまわしてくれておかげで水利確保が迅速にできました。最初の水利確保があるとなかなか手順も苦労も全然違います。周りの林に燃え移ることなく鎮火できたのは地域の絆があったからと感謝しています。

兄弟で消防団へ

第二分団では、兄弟・家族で消防団で活躍している方々にお話を聞きました。
■ 日達聖高さん・正興さん
問 ご兄弟で入団された経緯を教えてください。
答 兄は、勧誘された時におやじの「地域に関わるのもいいぞ!」というひと言があった。弟は、入ってから勧誘する兄の話や友達が楽しそうにしているのを見聞きして入団を決めました。

問 一緒に活動されて協力したことや刺激が合ったことはありますか。
答 訓練が終わったからは、動作を速くするためにどうした方がいいかと二人で話し合いながら帰りました。お互いに負けないぞ!という競争心もあり、兄弟というより一団員として頑張ったことが多いです。でも、2番3番(操法大会時の番号)は、動きが合っていないと速くならないので、協力して合わせてやりました。
■ 野明順次さん(平成25、26年度第一分団長)
問 ご家族で活動されていると思いますが、消防団に対する思いを聞かせてください。



行田幸永さん 消防団歴:16年
清水一幸さん 消防団歴:18年
行田淳展さん 消防団歴:12年

取材を終えて 現状と課題

団員減少の問題に加え、消防団員と勤労者の二足の草鞋を履いていることにより、出勤時の人員確保が難しいのが現状です。職場の理解や地元住民の協力があつて消防団の活動が成り立っています。地域の災害に対する対応能力を高めるためには、職場や地域と消防団との連携を緊密にし、信頼関係を築くことが大切です。「誰かがやってくれる」をやめて、ひとりひとりが地域防災に関わることで原村のより確かな安全に繋がるのではないのでしょうか。

地域防災に あなたの力を

消防団の力を発揮するには、地域の事情に精通した消防団員が必要です。年齢は18歳以上で性別は問いません。地域の防災に、あなたの力をかしてください。



女性でも 活躍できる場に



日達正興さん(弟) 消防団歴:2年
日達聖高さん(兄) 消防団歴:3年

答 親、兄弟で関わっています。意識していた訳ではなく、自然の流れでやらせてもらっています。消防団活動は、地域の輪を広げ、つながりを強めるとともに、世代を超えた大事なコミュニケーションの手段です。特に若手とは地元での集まりでも顔を合わせる機会が少ないので、消防を通じて地域で必要な情報なども伝えるよう心掛けていました。

問 消防団というと男性のイメージが強いのですが、女性でも活躍できる場があるのでしょうか。
答 災害がないと考えないので、女性がいないと細かいところが気付いてくれます。女性の立場で意見を言えたり、地域住民との情報の橋渡しになってくれたり、地域に溶け込むには女性の力を取り入れることが必要です。一人暮らしの高齢者宅を巡回する時も、大勢の男性が押しかけるより女性が優しく話しかけてくれることでスムーズに点検をすることができ、見た目以上に女性の方が活躍できるのではないのでしょうか。南箕輪の方では女性団員だけの大会もあつたりして、原村でも真似できるようにしたいですね。

消火活動には 地域の絆が必要



第三分団の皆さん

問 最近あまり大規模な火災は発生していませんが、地域の防火意識につながる活動について教えてください。
答 村が行った防災訓練で、上里区では防災倉庫の中を公開したり、室内区では各区分宅までホースを伸ばして距離を計測したりしました。また、明治40年4月26日に起きた中新田区の大震災以降、毎年この日を大火記念日として、夜間訓練を行っていただきます。

問 ラップパ未経験者の皆さんはどうやって上達しましたか。また、何のためにラップパがあるのでしょうか。
答 初心者は足を引っ張らないように必死で、堂々と吹けないものです。でも、そんな雰囲気無くして、未経験者でも力いっぱい気楽に音を外せるような雰囲気づくりを心がけました。ラップパは楽しいと思つて取り組むことが上達に繋がるかもしれません。
ラップパは大会や式典などの場では欠かせない存在だと思つています。信号ラップパにより規律を指揮しています。全体を動かす合図として使命感がありますね。



ラップパ隊の皆さん

取材にご協力いただいた消防団の皆さん、ありがとうございます。